

# 社会福祉法人 花筏会役員及び評議員の報酬等の支給の基準

## (目的)

第 1 条 この基準は、社会福祉法人 花筏会 定款第8条の(評議員の報酬)及び定款第21条の(役員の報酬等)に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (評議員の報酬)

第 2 条 評議員には評議員会1回出席につき1人6000円の報酬を所得税を源泉徴収して出席の都度、現金で支払うものとする。

## (役員の報酬等)

第 3 条 理事及び監事に対して理事会1回出席につき1人6000円の報酬を所得税を源泉徴収して出席の都度、現金で支払うものとする。

監事監査についても同様に1回につき1人6000円の報酬を所得税を源泉徴収して出席の都度、現金で支払うものとする。

監事の評議員会出席についても同様に評議員会1回出席につき1人6000円の報酬を所得税を源泉徴収して出席の都度、現金で支払うものとする。

尚、職員である理事については支給しない。

職務を行う理事長については月額 15万円を翌月の26日に住民税及び所得税を源泉徴収して銀行口座に振込み支給する。

尚、月の途中で退任した場合は日割り計算とする。

上記役員(理事及び監事)報酬についての各年度総額は以下のとおりとする。

- ① 職務を行う理事長への年間支給総額を180万円とする。

理事会出席時に理事に支給する報酬は年間20万円までとし、上記と合わせて年間総額200万円を超えない範囲とする。

- ② 監事に支給する報酬総額は年間10万円を超えない範囲とする。

- ③ 役員が出張する場合は別途定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

旅費については上記報酬の範囲に含めないことにする。

## 附則

この基準は、平成29年6月12日から施行する。

この基準は、令和元年6月 6日に一部改正

この基準は、令和 2年 6月16日に一部改正

